

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】健康診断の費用は会社が負担すべき？

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。

今回は、会社が行う健康診断の費用負担について取り上げます。

労働安全衛生法では、一般健康診断や特殊健康診断の実施を事業者に義務づけています。g、労働安全衛生法に定められている一般健康診断には、次のものがあります。（安衛法第66条第1項）

1. 雇入時の健康診断（安衛則第43条）
2. 定期健康診断（安衛則第44条）
3. 特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）
4. 海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）
5. 給食従事者の検便（安衛則第47条）
6. 自発的健康診断（安衛法第66条の2）

では、これらの健康診断の費用は誰が負担するのでしょうか？

行政通達では、労働安全衛生法第66条「第1項から第4項までの規定により実施される健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること」としています。（昭47.9.18基発第602号）

なお、会社が実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合には、各自で受けることも可能です。その場合の費用については、本人が負担することとしてもかまいません。

また、再検査の費用負担について 再検査や精密検査の必要性が指摘された場合、再検査等に必要な費用を誰が負担するかについては、法律に特別な定めがありません。従って、労使の協議や就業規則などの定めによります。